

行政手続法第 5 条の規定による審査基準  
及び同法第 6 条に規定する標準処理期間

(法令名) 学校教育法施行令  
(条項) 第 9 条  
(許認可等の種類) 区域外就学  
(審査基準)

区域外就学については、他に特別の事情がない限り、次の基準により承認する。

1 転入・転出による場合

(1) 現に通学している学校に引き続き通学を希望するとき。

ただし、通学に要する時間が原則として 1 時間以内であること。

(2) 近い将来、転入することが確実なため、あらかじめ転入先の学校への通学を希望するとき。

2 家庭環境による場合

(1) 共働き家庭、ひとり親家庭等の理由により、保護者の勤務地がある学区の小学校への通学を希望するとき。

(2) 自営業等で店舗等の方が生活の本拠地となっている場合に、その店舗等がある学区の学校への通学を希望するとき。

※ 共働き家庭とは、原則、各保護者が週 30 時間以上の勤務を行っている場合を指す。

3 教育的配慮による場合

児童生徒が義務教育を円滑に受けるために特に配慮する必要があると教育委員会が認めたとき。

4 その他

(1) 健康上の理由により、学校を変更する方がのぞましいことが医師の診断書で明らかなき。

(2) 転入学時に兄又は姉が通学している小学校への通学を希望するとき。

(標準処理期間)

事務所に到達した日から起算して 20 日